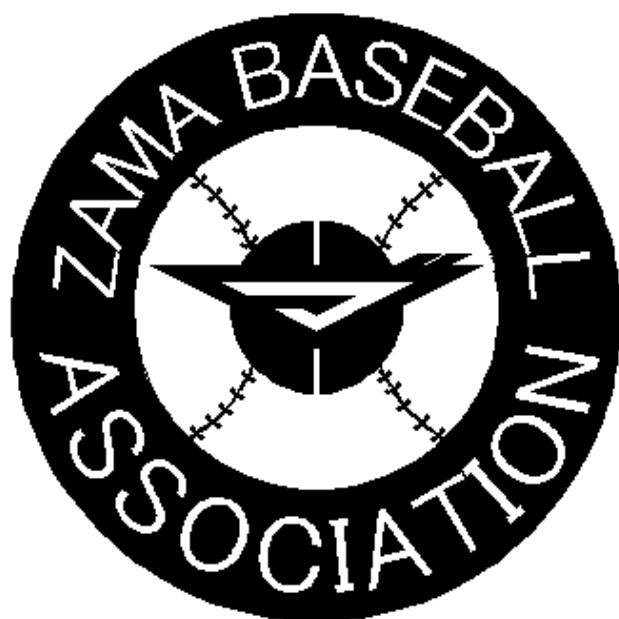


座間市野球協会規約



2 0 2 1

座間市野球協会規約

(昭和52年1月1日制定)

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本協会は、座間市野球協会(以下「協会」という。)と称し、事務所を会長の自宅に置く。

(目的)

第2条 協会は、アマチュアスポーツとしての正しい野球を市民一般に普及し、その健全な発展を図るとともに、会員相互の親睦並びに市民の体位の向上に寄与し、併せてスポーツを通じて健全なる人格と豊かな社会感覚を養うため市内外との交流を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 軟式野球座間市大会の主催と後援。
- (2) 軟式野球の普及発展に関する指導と研究。
- (3) 軟式野球の競技力向上に関する指導と研究。
- (4) 審判技術の向上に関する指導と研究。
- (5) 各種野球施設の拡充と改善に関する事。
- (6) 上部団体主催の各種大会への参加と協力。
- (7) 国民体育大会への参加。
- (8) 関連団体との連携と協力。
- (9) その他本協会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員

(会員の範囲)

第4条 本協会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2. 正会員は、年度毎に登録された一般チーム、少年チーム及び役員とし第5条、第6条、第7条に規定する条件を具備しなければならない。

3. 賛助会員は、本協会の主旨及び目的に賛同し、特別の経済的援助または協力する個人、法人及びその他の団体とする。

(一般チーム)

第5条 一般チームは、次のいずれか一つに該当するチームとする。ただし、職業野球競技者及び他の団体(スポーツ少年団を除く)に登録されている者は加盟できない。

(1) 職域チーム 座間市内の官公庁、会社、商店、工場、事業所等に勤務する者のみによって編成するチーム(壮年及び還暦チームを含む。)。または、同一職場に勤務する者が登録人員の3分の2以上を占めるチームとする。

(2) クラブチーム 座間市内に居住、または勤務する者が代表として、編成するチーム(壮年、還暦及び古希チームを含む。)とする。

(3) 学生チーム 座間市内に居住、または通学する専修学校生、各種学校生、大学生とする。また、高校生は同一学校または個人で一般チームに登録することができる。ただし、学校単位で編成する場合は、学校名は使用せずクラブ名とする。

(少年チーム)

第6条 少年チームは、北相地区内に居住する中学生または小学生で編成された次のいずれか一つに該当するチームとする。

(1) 少年部 中学生で編成されたクラブチーム

(2) 学童部 小学生で編成されたクラブチーム

2. 少年チームは、必ず座間市内に居住または、勤務する成人のものが代表者または責任者を必要とする。

(役員)

第7条 本規約によって選出された役員は正会員とする。

2. 各委員会及び専門部は年度毎に名簿を提出しなければならない。また、登録事項に異動が生じたときはその旨を届け出なければならない。

(会員資格の取得)

第 8 条 正会員となるチームは、所定の登録票3通と年間登録料並びに大会参加費を提出して資格審査を受けなければならない。

2. 正会員チームはその登録事項に異動を生じたときは、直ちに協会にその旨を届けなければならない。

3. 正会員チームは、監督、主将を含めて30名以内の競技者によって編成しなければならない。また、総監督、助監督、コーチ、マネジャーを競技者として登録する場合は、各1名を30名以内とし、監督、コーチ等は含めない。

4. 一般チームは、Aクラス、Bクラス及びCクラスの3級別とし、いずれのクラスに登録するかについては、協会の責任においてこれを行う。

5. 一般チームは、年齢構成により、壮年クラス、還暦クラス及び古希クラスに登録することができる。

(会員資格の喪失)

第 9 条 正会員は次の事項に該当するときは、その資格を失う。

(1) 第5条、第6条に定める条件を具備せず協会が不適格と認めたとき。

(2) 自ら脱退の意思を表明したとき。

(3) 除名の処分を受けたとき。

(4) 刑罰法規に基づいて起訴されたとき。

(5) 本協会の名誉または信用を傷つける行為があったとき。

(登録更新)

第 10 条 正会員の登録は、所定の様式に従い毎年3月末までに行わなければならない。

(規 律)

第 11 条 正会員が次の事項に該当したときは、大会への出場停止その他の処分をすることができる。

(1) 1チーム、1支部以外に所属したとき。

(2) 本協会及び神奈川県野球連盟の主催、後援又は承認する大会以外の大会

に出場したとき。

(3) 刑罰法規に基づいて起訴されたとき。

(4) 本協会の名誉または信用を傷つける行為があったとき。

第 3 章 役 員

(役員)

第 12 条 本協会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理事長	1 名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
理 事	若干名
会 計	1 名
監 事	2 名

(役員職務)

第 13 条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

3. 理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。

4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。

5. 常任理事は、常任理事会を構成し会務を執行する。

6. 理事は、理事会を構成しすべての議決権を行使する。

7. 理事は、いずれかの専門委員会及び専門部会に属し、会務執行の補佐を行う。

8. 会計は、経理事務を処理する。

9. 監事は、事業及び会計を監査する。

(役員選出方法)

第 14 条 会長及び副会長は常任理事会で推挙し、理事会で決定する。

2. 理事長、副理事長、常任理事、及び会計は理事の互選により選出する。
3. 常任理事は、原則として、各委員会及び各専門部会の代表とする。
4. 理事は、所属チームより推薦したものとする。
5. 会長は、必要に応じ推薦理事を置くことができる。
6. 監事は、所属チームより推薦したものとする。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2. 前項にかかわらず、上部団体と役員改選時期を合わせるなど特別の提案理由がある場合は、理事会の決定により任期を変更することができる。
3. 補欠または増員による役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を継続しなければならない。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 16 条 本協会の会議は、代表者会議、理事会、常任理事会、専門委員会及び専門部会とする。

2. 会議はそれぞれの構成員の2分の1以上の出席を必要とする。なお、委任状の提出または、代理での出席については出席とみなす。

(代表者会議)

第 17 条 代表者会議は各チームにより選出された代表者をもって組織し、会長が招集する。

2. 代表者会議は、本協会の運営上理事会において議決された事項について報告を受ける。

(理事会)

第 18 条 理事会は、本協会の最高議決機関であり、規約に規定した事項、その他重要事項を審議し、議決するものとする。

(常任理事会)

第 19 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、会計をもって組織し、会長が招集し、会議の議長となる。

2. 常任理事会は、本会の重要事項を審議する。

(専門委員会・専門部会)

第 20 条 事業執行の補助機関として次の専門委員会及び専門部会を置く。

2. 規律表彰審査委員会は、規律、表彰及び記録に関する事項を処理する。

3. 総務部会は、総務庶務、代表者会議、常任理事会及び理事会に関する事項を処理する。

4. 広報部会は、協会活動に必要な情報等を正会員及び広く一般に周知する。

5. 競技運営部会は、協会主催の大会及び市内で開催される外部大会に関する事項を処理する。

6. 審判部会は、審判に関する事項を処理する。

7. 学童部会は、学童野球に関する事項を処理する。

(議事録)

第 21 条 理事会及び常任理事会は、議事要旨を作成し、保存するものとする。

2. 議事要旨は、総務部長が作成する。

第 5 章 会 計

(財 源)

第 22 条 本協会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 加入金 | 本協会への加入に伴う負担金 |
| (2) 登録費 | 毎年登録に伴う負担金 |
| (3) 参加費 | 支部主管の大会参加に伴う負担金 |
| (4) 補助金 | 上部組織及び行政よりの事業補助金 |
| (5) 賛助金 | 賛助会員会費 |
| (6) 寄付金 | 一般寄付金 |

(7) 事業収入 各事業に伴い生ずる収入

(8) その他の収入 以上のいずれの項目にも含まれない雑収入

2. 加入金、登録費、参加費の額は、別に定める。

(簿 冊)

第 23 条 本協会に次の簿冊を備える。

(1) 会計簿

(2) 備品台帳

(3) その他必要と認められる簿冊

(会計年度)

第 24 条 本協会の会計年度は毎月1月1日に始まり同年12月31日をもって終わる。

(予算及び決算)

第 25 条 会長は、毎年度当初に当該年度の収支計画書及び前年度収支報告書を作成して、理事会の承認を得なければならない。

2. 会長は、事業執行の補助機関としての専門委員会及び専門部会からの収支報告を受け、理事会の承認を得なければならない。

第 6 章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第 26 条 本協会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2. 名誉会長、顧問及び参与は理事会の議を経て会長が委嘱する。

3. 名誉会長は永年にわたって本協会の会長として、特に功労があったものとする。

4. 顧問は会長を退任したもの、参与は若干名とし、副会長及び理事長を退任したのとする。

5. 会長は、必要に応じて学識経験者より顧問及び参与を委嘱することができる。

6. 名誉会長、顧問及び参与は本協会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第 7 章 付 則

(細 則)

第 27 条 本規約の施行に関し必要な事項は別に定める。

(規約の改廃)

第 28 条 本協会の規約は、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

2. 公益財団法人 全日本軟式野球連盟規程、同細則に変更があった場合は、それに関連する条項は、連動して改廃されたものとする。ただし、直次の理事会において承認を得るものとする。

(付 則)

第 29 条 本規約は、昭和52年1月1日から施行する。

本規約に基づき新たに議決されない事項等は、座間市軟式野球連盟規約を準用する。

本規約は、昭和60年1月1日から施行する。

本規約は、平成3年1月1日から施行する。

本規約は、平成7年1月1日から施行する。

本規約は、平成19年1月1日から施行する。

本規約は、平成28年1月1日より改正施行する。

規律表彰審査委員会規程

(名 称)

第1条 この会は、規律表彰審査委員会(以下「委員会」という。)という。

(目 的)

第2条 委員会は、座間市野球協会(以下「協会」という。)の規約第20条の事業執行の補助機関として設置し、規約第9条の会員資格の喪失、第11条の規律及び理事会の求めに応じ表彰及び次の事項について審査することを目的に設置する。

- (1)正会員の規律及び表彰審査に関すること。
- (2)新規加入チームの審査及び決定に関すること。
- (3)大会運営の取り決め事項の指導及び反則者の審査に関すること。
- (4)市内外の野球大会の記録、集計及び資料収集に関すること。
- (5)記念事業及び記念誌等の作成に関すること。

(組 織)

第3条 委員会の委員長及び副委員長は理事の互選とする。

2. 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会 議)

第4条 会議は委員長が必要と認めた都度とし、委員長が招集し、会議の議長となる。

(審 査)

第5条 委員会は理事会から依頼された第1条の事項を審査し理事長に報告する。

2. 審査、決定にあたっては、協会規約及び公益財団法人 全日本軟式野球連盟規程、同細則を準用する。

(会 計)

第6条 部の運営に要する経費は、協会からの助成金及び寄付金等によるものとする。

2. 会計年度は、1月1日より12月31日とする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 本規程は、平成28年1月1日より施行する。

総務部設置規程

(名 称)

第1条 この部は、座間市野球協会総務部(以下「部」という。)という。

(目 的)

第2条 部は、座間市野球協会(以下「協会」という。)の規約第20条の第3項の事業執行の補助機関として設置し、次の事項を処理する。

- (1)協会運営の総務、庶務に関すること。
- (2)規約及び規程の改定に関すること。
- (3)理事会、常任理事会及び代表者会議に関すること。
- (4)正会員の登録及び名簿管理に関すること。
- (5)その他専門委員会及び部に属さない事項に関すること。

(組 織)

第3条 部の部長及び副部長は理事の互選とする。

2. 部長は、部を代表し、会務を総理する。
3. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 会議は部長が必要と認めた都度とし、部長が招集し、会議の議長となる。

(会 計)

第5条 部の運営に要する経費は、協会からの助成金及び寄付金等によるものとする。

2. 会計年度は、1月1日より12月31日とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は部長が定める。

附 則

- 1 本規程は、平成28年1月1日より施行する。

広報部設置規程

(名 称)

第1条 この部は、座間市野球協会広報部(以下「部」という。)という。

(目 的)

第2条 部は、座間市野球協会(以下「協会」という。)の規約第20条の第3項の事業執行の補助機関として設置し、協会の活動を正会員及び広く一般に周知し、協会発展に寄与することを目的とし、次の事項を処理する。

- (1) ホームページの運営管理に関すること。
- (2) 各専門委員会及び部と連絡調整を行い、ホームページ並びにブログの更新に関すること。

(組 織)

第3条 部の部長及び副部長は理事の互選とする。

2. 部長は、部を代表し、会務を総理する。
3. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 部に、部長が推薦した部員を置くことができる。ただし、理事会に名簿を提出し報告するものとする。

(会 議)

第4条 会議は部長が必要と認めた都度とし、部長が招集し、会議の議長となる。

(会 計)

第5条 部の運営に要する経費は、協会からの助成金及び寄付金等によるものとする。

2. 会計年度は、1月1日より12月31日とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は部長が定める。

附 則

- 1 本規程は、平成28年1月1日より改正施行する。

競技運営部設置規程

(名 称)

第1条 この部は、座間市野球協会競技運営部(以下「部」という。)という。

(目 的)

第2条 部は、座間市野球協会(以下「協会」という。)の規約第20条の第3項の事業執行の補助機関として設置し、次の事項を処理する。

- (1) 春季・秋季大会の組合せ、試合日程等運営に関する事。
- (2) 各専門委員会及び部と連絡調整を行い、競技運営に関する理事会決定及び注意事項に関する事。
- (3) 市内で開催される外部大会の運営に関する事。

(組 織)

第3条 部の部長及び副部長は理事の互選とする。

2. 部長は、部を代表し、会務を総理する。
3. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 会議は部長が必要と認めた都度とし、部長が招集し、会議の議長となる。

(会 計)

第5条 部の運営に要する経費は、協会からの助成金及び寄付金等によるものとする。

2. 会計年度は、1月1日より12月31日とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は部長が定める。

附 則

- 1 本規程は、平成28年1月1日より施行する。

審判部設置規程

(名 称)

第1条 この部は、座間市野球協会審判部(以下「部」という。)という。

(目 的)

第2条 部は、座間市野球協会(以下「協会」という。)の規約第20条の事業執行の補助機関として設置し、協会主催の大会を主管するとともに神奈川県野球連盟、神奈川県高校野球連盟、市内で開催される各種野球大会及び登録チーム等の依頼に基づき、審判員の技術の向上と品位を重んじ、試合の公平円滑な運営を図りプレーヤーから信頼され、正しい野球の普及発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 部は、前条の目的に賛同する市民または市内在勤者等をもって組織する。

2. 部に、部長が推薦した部員を置くことができる。ただし、理事会に名簿を提出するものとする。

(役 員)

第4条 部に次の役員を置き、部員の互選とする。

2. 部長は、部を代表し、会務を総理し、会長推薦により、協会の審判部長となる。
3. 副部長は若干名とし、部長を補佐し、会長推薦により、協会の審判副部長となる。
なお、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 会計1名及び監事2名を置く。
5. 部長は、顧問、技術員及び班長等を置くことができる。なお、班長は会長推薦により、協会の規律表彰審査委員となる。
6. 役員任期は、協会の規約第15条を準用する。

(会 議)

第5条 会議は、総会及び部長が必要と認めた都度とし、部長が招集し、会議の議長となる。

(会 計)

第6条 部の運営に要する経費は、部員の部費と協会からの助成金及び寄付金等によるものとする。ただし、部費は、総会で部員の承認を得るものとする。

2. 会計年度は、1月1日より12月31日とする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は部長が定める。

附 則

1 本規程は、平成28年1月1日より改正施行する。

記念事業基金規程

(設置の目的)

第1条 この規程は、座間市野球協会が記念事業を実施するために必要な費用に対応する財源を積み立てるため、座間市野球協会記念事業基金(以下「基金」という。)設置する。

(基金の額)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、加入金及び基金の運用から生ずる収益をもって充てる。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への貯金その他最も安全確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(振替運用)

第4条 会長は必要があると認めるときは、理事会に諮り、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定め基金に属する現金を繰り替えて運用することができる。

(処 分)

第5条 この基金は、第1条に規定する設置の目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. 本規程は、昭和58年1月1日から施行する。
2. 本規程は、平成7年1月1日から施行する。
2. 本規程は、平成19年1月1日から施行する。